

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2015年2月18日

No.14

新保全体制交渉『大筋合意』とし集約！

- ・新保全体制＝基地廃止施策に対し組合員の雇用を確保！
- ・外注化及び融合化に歯止めをかけ、今後も保全体制の維持を確認！
- ・現在員措置及び現在員対応で要員措置を確認！

＝ 「機動的設備保守を図る保全体制」に関する団体交渉報告 ＝

中央本部は、11月28日に「機動的設備保守を図る保全体制」の修正提案（実施時期の変更）を受けて以降、全国施設電気部会と連携し団体交渉を積み上げてきました。また各地方においても労使協議を開催し、中央・地方が一体となって新保全体制に対する問題点を洗い出し交渉を行ってきました。

中央本部は新保全体制施策について、2月2日・3日に団体交渉を行いました。交渉では、①業務量及び設備量と提案された基準人員との乖離について要員対策を講じさせる。②工事契約業務の簡素化について、簡素化が出来る具体的内容を明らかにすると共に、適正な要員を配置させる。③安全確立及び教育・技術継承の観点から教育体制の充実を図る。④直外区分を明確にすると共に、外注業者の確保を求める。⑤除雪体制の充実と外注業者の確実な確保を求めて交渉を行ってきました。

団体交渉の結果、提案された基準人員の変更は出来ませんでした。しかし、①提案した基準人員で業務を行うが、施策による活用可能人員について「現在員措置」及び「現在員対応」として配置する。また要員供給が足りない場合は、会社が責任を持って対策を講じる。②施策実施後、四半期ごとに業務内容と基準人員について検証議論を行う。その結果、改善が必要な場合はしかるべき時期に見直す。③外注業者と契約通りの業務体制が取れるよう、会社は責任を持って対応する。④これまで労使確認してきた事柄について「洗い直し」「ルールの棚卸」を行う。その結果に基づいて労使協議を行い、必要な措置を講ずることなどを確認しました。

2月10日に中央本部は集約交渉を行いました。集約にあたって、①基地廃止施策から組合員の雇用を確保したこと。②巡回、検査・修繕業務は保全固有の業務であることを明確にしたこと。③職場そのものが外注化される中であって、直営による巡回・検査を確認したこと。④施設及び電気の固有の業務を明確にさせたこと。⑤要員対策の必要性を会社から提示させ確認したことです。

今後は、団体交渉で確認した内容に踏まえて『労使確認事項』『交渉議事録抜粋』の締結を行ってまいります。

新保全体制交渉に対して、各地方本部・全国施設電気部会をはじめ職場から交渉を押し上げる闘いをつくり出して頂いたことに感謝申し上げます。また激励FAXを取り組んで頂いたことに対して重ねてお礼申し上げます。

団体交渉は集約となりますが、要員対策をはじめ様々な課題があります。今後、四半期ごとの検証議論を行っていくことを確認していますので、引き続き各地方本部・施設電気部会の取り組みをお願いして団体交渉の報告とします。

以上